

国の庁舎の利用者の安全及び利便の確保
に関する行政評価・監視

結果報告書
(概要版)

平成 25 年 4 月

中国四国管区行政評価局
島根行政評価事務所

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視の結果	3
1	バリアフリー対策の実施状況	3
2	受動喫煙防止対策の実施状況	8

(事例一覧表は別添)

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

国の行政機関が入居する官公庁施設であって、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づき、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることとされている。

また、「健康増進法」（平成14年法律第103号）に基づき、官公庁施設など多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

しかし、窓口までの経路上の視覚障害者誘導用ブロックや障害者用駐車スペース、多様な利用者に配慮した多機能便房（トイレ）が利用しづらいなどのほか、受動喫煙対策が不十分である等の指摘がある。

このようなことから、国の行政機関の利用者に対する安全及びサービスの向上を図る観点から、これら機関・施設におけるバリアフリー化の推進状況、受動喫煙防止方策の実施状況を調査し、関係行政の改善に資する。

2 調査項目

- (1) バリアフリー対策の実施状況
- (2) 受動喫煙防止対策の実施状況

3 対象機関

- (1) 調査対象機関 府省の地方支分部局等 42 庁舎（別表のとおり）
- (2) 関連調査等対象機関 関係団体

4 調査実施期間

平成25年1月～3月

別 表

府省名	機関名【機関数】
総務省	中国総合通信局【1庁舎】
法務省	広島法務局【1庁舎】、松江地方法務局【1庁舎】
(検察庁)	広島高等検察庁【1庁舎】、広島地方検察庁【1庁舎】、松江地方検察庁【3庁舎】
財務省	中国財務局【2庁舎】、神戸税関【1庁舎】
(国税庁)	広島国税局【8庁舎】
厚生労働省	広島労働局【4庁舎】、島根労働局【3庁舎】
農林水産省	中国四国農政局【2庁舎】
(林野庁)	広島森林管理署【1庁舎】、島根森林管理署【1庁舎】
国土交通省	中国地方整備局【7庁舎】、中国運輸局【2庁舎】
(気象庁)	松江地方気象台【1庁舎】
(海上保安庁)	第六管区海上保安本部【1庁舎】、第八管区海上保安本部浜田海上保安部【1庁舎】
合 計	42 庁舎（広島県内 23 庁舎、島根県内 19 庁舎）

第2 調査結果

1 バリアフリー対策の実施状況

通 知	説明図表番号
<p>高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保し、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）が平成18年12月20日に施行されており、一定の建築物の建築主等（建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者）は、必要な施設整備等を図ることが求められている。</p>	表1-(1)
<p>バリアフリー法に基づく施設整備を要する建築物は、同法第2条第16号の特定建築物（病院、百貨店、ホテル、事務所等の多数の者が利用する同法施行令（以下「令」という。）第4条で規定する建築物）及び同法同条第17号の特別特定建築物（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして令第5条で規定する建築物）であり、法施行後に建築される一定規模（床面積2,000㎡）以上の特別特定建築物については同法第14条第1項により基準適合義務が課せられている。また、同規模未満の特別特定建築物の新築及び既存の特別特定建築物並びに特定建築物については、同法第14条第5項、第16条第1項・第2項により、建築物特定施設（廊下等、階段、敷地内の通路（以下「敷地内通路」という。）など建築物又はその敷地に設けられる施設）の修繕・模様替えを行う場合等に当該建築物特定施設を基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるなど、基準適合についての努力義務が課せられている。</p> <p>国の行政機関が入居する庁舎は、特定建築物又は特別特定建築物のいずれかに該当する。</p>	表1-(2)
<p>バリアフリー法に基づく建築物の移動等円滑化に係る基準は、建築物移動等円滑化基準（法第14条第1項に基づく令第10条から第23条。以下「円滑化基準」という。）として、建築物特定施設ごとに規定されており、この中で、一般的な基準として建築物内の廊下等、階段、便所等に関する基準及び建築物外の敷地内通路、駐車場に関する基準が、また、建築物内外を通じた視覚障害者移動等円滑化経路（視覚障害者が円滑に利用できる経路）に関する基準及び移動等円滑化経路（高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路）に関する基準が定められている。</p> <p>今回、当局及び島根行政評価事務所が、広島県内及び島根県内に所在する国の行政機関が入居する庁舎（合同庁舎を含む。）について、42庁舎（広島県内23庁舎、島根県内19庁舎）を選定し、円滑化基準への適合状況を調査した結果、庁舎を管理する機関の点検が十分に行われていないことなどから、次のとおり、同基準に適合していないものがみられた。</p> <p>(1) 視覚障害者移動等円滑化経路の確保</p> <p>道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から令第20条第2項に規定する案内設備（建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレ</p>	表1-(3)

通 知	説明図表番号
<p>ベーター等又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者に示すための設備)又は案内所までの経路のうち一以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない(令第21条第1項)。</p> <p>視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(線状の突起が設けられた誘導ブロック)及び点状ブロック等(点状の突起が設けられた警告ブロック)を適切に組み合わせて敷設し(線状ブロック等及び線状ブロック等を併せて、以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けることとされている(令第21条第2項第1号)。また、視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内通路の i) 車路に近接する部分、ii) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うため、点状ブロック等を敷設することとされている(令第21条第2項第2号)。</p> <p>しかし、調査した庁舎(42庁舎)の中には、次のとおり、視覚障害者移動等円滑化経路が十分に確保されていないものが23庁舎において25事例みられた(広島:17庁舎19事例、島根:6庁舎6事例)。</p> <p>① 視覚障害者移動等円滑化経路の全部又は一部に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていないもの 19事例(広島:13庁舎13事例、島根:6庁舎6事例)</p> <p>② 視覚障害者移動等円滑化経路上又は同経路に近接して障害物があるもの 4事例(広島:4庁舎4事例)</p> <p>③ 視覚障害者誘導用ブロックが破損しているもの 1事例(広島)</p> <p>④ 視覚障害者誘導用ブロックに周囲の床面との明度差等がないもの 1事例(広島)</p>	<p>表1-(4)</p> <p>表1-(5)</p> <p>表1-(6)</p> <p>表1-(7)</p>
<p>(2) 移動等円滑化経路の確保</p> <p>移動等円滑化経路は、i) 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合には道等から当該利用居室までの経路、ii) 建築物又はその敷地に車いす使用者が円滑に利用することができる便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を設ける場合には利用居室から当該車いす使用者用便房までの経路、iii) 建築物又はその敷地に車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設ける場合には当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路について、それぞれ一以上を確保しなければならない(令第18条第1項)。</p> <p>移動等円滑化経路については、i) 経路上に階段又は段を設けないこと(ただし、傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は、この限りでない。)、ii) 出入口の幅は80cm以上とし、戸を設ける場合には自動扉等の車いす使用者が容易に通過できる構造とすること、iii) 廊下等の幅は120cm以上とすること、iv) エレベーターのかごの奥行は135cm以上とすること、v) 敷地内の通路の幅は120cm以上と</p>	

通 知	説明図表番号
<p>し、傾斜路の勾配は12分の1を超えないこと等とされている（令第18条第2項）。</p> <p>しかし、調査した庁舎（42庁舎）の中には、次のとおり、移動等円滑化経路が十分に確保されていないものが17庁舎において23事例みられた（広島：14庁舎20事例、島根：3庁舎3事例）。</p> <p>① 移動等円滑化経路上の段、階段に傾斜路又はエレベーターが併設されていないもの 7事例（広島：6庁舎6事例、島根：1庁舎1事例）</p> <p>② 移動等円滑化経路上の出入口、廊下、敷地内通路の幅が確保されていないもの 8事例（広島：7庁舎7事例、島根：1庁舎1事例）</p> <p>③ 移動等円滑化経路上の傾斜路が急勾配であるもの 3事例（広島：2庁舎2事例、島根1庁舎1事例）</p> <p>④ 移動等円滑化経路上のエレベーターのかごが狭いもの又は音声装置が設置されていないもの 3事例（広島：3庁舎3事例）</p> <p>⑤ 移動等円滑化経路上の車路に接続する箇所に段差があるもの 1事例（広島）</p> <p>⑥ 車いす利用者用駐車施設から庁舎への安全な経路が確保されていないもの 1事例（広島）</p>	<p>表1-(8)</p> <p>表1-(9)</p> <p>表1-(10)</p> <p>表1-(11)</p> <p>表1-(12)</p> <p>表1-(13)</p> <p>表1-(14)</p> <p>表1-(15)</p> <p>表1-(16)</p>
<p>(3) 不特定かつ多数の者等が利用する建築物特定施設の整備</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設に関しては、円滑化基準において、施設ごとに一般的な基準が示されている（令第11条から第17条及び第19条）。</p> <p>今回調査した庁舎（42庁舎）の建築物特定施設の中には、次のとおり、円滑化基準に適合していない事例がみられた。</p> <p>ア 廊下等</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）については、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分に、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設することとされている（令第11条）。</p> <p>しかし、調査した庁舎（42庁舎）の中には、階段上端部の廊下等に点状ブロック等が敷設されておらず、円滑化基準に適合していないものが、14庁舎において14事例みられた（広島：7庁舎7事例、島根：7庁舎7事例）。</p> <p>イ 階段</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段については、i) 踊場を除き手すりを設けること、ii) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする等とされている（令第12条）。</p> <p>しかし、調査した庁舎（42庁舎）の中には、次のとおり、円滑化基準に適合</p>	<p>表1-(17)</p>

通 知	説明図表番号
<p>していないものが、4庁舎において4事例みられた（広島：3庁舎3事例、島根：1庁舎1事例）。</p>	
<p>① 階段に手すりが設置されていないもの 2事例（広島：1庁舎1事例、島根：1庁舎1事例）</p>	表1-(18)
<p>② 階段の踏面端部に明度差等がないもの 2事例（広島：2庁舎2事例）</p>	表1-(19)
<p>ウ 便所</p>	
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）について、i) 便所内に、車いす使用者用便房を一以上設けること、ii) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具（人工肛門造設者等に対応するためのオストメイト用設備）を設けた便房を一以上設けることとされており（令第14条第1項）、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に置床式の小便器等を一以上設けなければならないとされている（令第14条第2項）。また、移動等円滑化の措置がとられた便所の付近には、当該施設があることを表示する標識を設けなければならないとされている（令第19条）。</p>	
<p>しかし、調査した庁舎（42庁舎）の中には、次のとおり、円滑化基準に適合していないものが、38庁舎において54事例みられた（広島：20庁舎33事例、島根18庁舎21事例）</p>	
<p>① 便所内に車いす使用者用便房及びオストメイト用設備が設けられていないもの 7事例（広島：3庁舎3事例、島根：4庁舎4事例）</p>	表1-(20)
<p>② 便所内にオストメイト用設備が設けられていないもの 25事例（広島：14庁舎14事例、島根：11庁舎11事例）</p>	表1-(21)
<p>③ 車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていないもの 14事例（広島：12庁舎12事例、島根：2庁舎2事例）</p>	表1-(22)
<p>④ 男子用便所内に置床式の小便器等が設けられていないもの 1事例（広島）</p>	表1-(23)
<p>⑤ 車いす使用者用便房にその旨の表示がないもの 1事例（広島）</p>	表1-(24)
<p>⑥ オストメイト用設備が設けられた便所にその旨の表示がないもの 6事例（広島：2庁舎2事例、島根：4庁舎4事例）</p>	表1-(25)
<p>エ 敷地内通路</p>	
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内通路については、i) 段がある部分には手すりを設け、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること、ii) 傾斜路は、勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設け、その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在</p>	

通 知	説明図表番号
<p>を容易に識別できるものとする事と等とされている。(令第16条)</p> <p>しかし、調査した庁舎(42庁舎)の中には、次のとおり、円滑化基準に適合していないものが、24庁舎において26事例みられた(広島:12庁舎14事例、島根12庁舎12事例)</p> <p>① 段に手すり未設置で段の踏面端部に明度差等がないもの 14事例(広島:8庁舎8事例、島根:6庁舎6事例)</p> <p>② 段に手すりが設置されていないもの 4事例(島根:4庁舎4事例)</p> <p>③ 段の踏面端部に明度差等がないもの 5事例(広島:3庁舎3事例、島根:2庁舎2事例)</p> <p>④ 敷地内通路に段差があるもの 2事例(広島:2庁舎2事例)</p> <p>⑤ 敷地内通路の傾斜路に手すりが設置されていないもの 1事例(広島)</p>	<p>表1-(26)</p> <p>表1-(27)</p> <p>表1-(28)</p> <p>表1-(29)</p> <p>表1-(30)</p>
<p>オ 駐車場</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす利用者用駐車施設を一以上設けなければならないとされており(令第17条第1項)、この駐車施設については、i)幅は350cm以上とすること、ii)利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けることとされている(令第17条第2項)。また、移動等円滑化の措置がとられた駐車施設の付近には、当該施設があることを表示する標識を設けなければならないとされている(令第19条)。</p> <p>しかし、調査した庁舎(42庁舎)の中には、次のとおり、円滑化基準に適合していないものが、31庁舎において34事例みられた(広島:18庁舎20事例、島根13庁舎14事例)</p> <p>① 車いす利用者用駐車施設が設置されていないもの 6事例(広島:3庁舎3事例、島根:3庁舎3事例)</p> <p>② 車いす利用者用駐車施設の幅が確保されていないもの 2事例(広島:1庁舎1事例、島根:1庁舎1事例)</p> <p>③ 車いす利用者用駐車施設の幅が確保されておらず、利用居室から遠い位置に設置されているもの 1事例(広島)</p> <p>④ 車いす利用者用駐車施設が利用居室から遠い位置に設置されているもの 1事例(広島)</p> <p>⑤ 車いす利用者用施設の位置等を示す標識が設置されていないもの 24事例(広島:14庁舎14事例、島根:10庁舎10事例)</p> <p>したがって、関係行政機関は、庁舎の移動等円滑化を推進する観点から、下部機関を含め、庁舎の円滑化基準適合状況について点検を実施するとともに、円滑化基準に適合しない建築物特定施設については、今後の修繕等の際に所要の措置を講じる必要がある。</p>	<p>表1-(31)</p> <p>表1-(32)</p> <p>表1-(33)</p> <p>表1-(34)</p> <p>表1-(35)</p>

2 受動喫煙防止対策の実施状況

通 知	説明図表番号
<p>健康増進法（平成14年法律第103号）第25条により、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。</p>	表2-1
<p>また、「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通達）において、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきであり、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましいとされ、全面禁煙が極めて困難である施設・区域において、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要があり、喫煙可能区域を設定した場合においては、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示することとされている。</p>	表2-2
<p>さらに、「受動喫煙防止対策について」（平成22年7月30日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡）において、「法第25条の「受動喫煙」には、施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされている。</p>	表2-3
<p>今回、調査対象42機関における受動喫煙防止対策の実施状況を調査したところ、以下のとおり、非喫煙場所へのたばこの煙の流出防止措置等が講じられていないなど、受動喫煙防止対策が不十分となっている事例がみられた。</p>	
<p>(1) 庁舎内を全面禁煙とし、庁舎外に喫煙コーナーを設けているものの、庁舎玄関出入口付近に灰皿を置いただけのものであり、庁舎内等の非喫煙場所へのたばこの煙の流出防止措置等が講じられていないもの（11庁舎（広島7庁舎、島根4庁舎））</p>	表2-4
<p>(2) 庁舎内に、喫煙可能区域として喫煙室を設置しているものの、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることを防止するため、禁煙区域と喫煙可能区域とを明確に区分するための表示が行われていないもの（3庁舎（広島1庁舎、島根2庁舎））</p>	表2-5
<p>したがって、関係行政機関は、受動喫煙を防止する観点から、下部機関を含め、受動喫煙の防止対策状況について点検を実施するとともに、非喫煙場所へのたばこの煙の流出防止の措置及び喫煙可能区域の表示の徹底を図る必要がある。</p>	

(別 添)

表1- (1)

バリアフリー法の対象建築物等

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（抜粋）

(定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十五 (略)

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

(施設設置管理者等の責務)

第6条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第17条第3項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

第16条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 (略)

(注) 1 下線は当局が付した。

2 法第14条第1項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計2,000㎡とされている（令第10条）。

建築物

特定建築物(法2条16号)

特別特定建築物(法2条17号)

多数の者が利用する建築物

- 1 学校
- 2 病院又は診療所
- 3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 4 集会場又は公会堂
- 5 展示場
- 6 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 7 ホテル又は旅館
- 8 事務所
- 9 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 10 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 11 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 12 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 13 博物館、美術館又は図書館
- 14 公衆浴場
- 15 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 16 理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス行を営む店舗
- 17 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 18 工場
- 19 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 20 自動車の停留又は駐車のための施設
- 21 公衆便所
- 22 公共用歩廊

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物

- 1 特別支援学校
- 2 病院又は診療所
- 3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 4 集会場又は公会堂
- 5 展示場
- 6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 7 ホテル又は旅館
- 8 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 9 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用する者に限る。)
- 10 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 11 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボート場又は遊技場
- 12 博物館美術館又は図書館
- 13 公衆浴場
- 14 飲食店
- 15 理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス行を営む店舗
- 16 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 17 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
- 18 公衆便所
- 19 公共用歩廊

移動等円滑化のために必要な措置の実施について努力義務(法6条)

建築(用途変更を含む。)、建築物特定施設の修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準適合への努力義務(法16条1項、2項)

・一定規模以上の建築(用途変更を含む。)について、建築物移動等円滑化基準適合義務(法14条1項、2項)
 ・上記規模未満の建築物の新築及び既存建築物について、建築物移動等円滑化基準適合への努力義務(法14条5項)

(注)一定規模=2,000㎡

建築物移動等円滑化基準

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(令10条~23条)

- ・車いす使用者と人がすれ違える通路幅の確保
- ・車いす使用者用トイレの設置 等

(注)建築物特定施設=出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーター、便所、敷地内通路、駐車場 等(法2条18号)

表1 - (3)

バリアフリー法による建築物移動等円滑化基準の概要

建築物 特定施設	一般基準	移動等円滑化経路上である場 合の基準 (注3)	視覚障害者移動等円滑化経路 上である場合の基準 (注4)
出入口 (建築物)	—	【令第18条第2項第二号】 ○幅は80cm以上 ○戸を設ける場合は自動開閉 する構造等とし、当該戸の前 後の高低差の設定不可	—
廊下等 (屋内)	【令第11条】 ○表面は粗面又は滑りにくい 材料での仕上げ ○階段又は傾斜路の上端に近 接する廊下等の部分に点状 ブロック等を敷設	【令第18条第2項第三号】 ○幅は120cm以上 ○戸を設ける場合は自動開閉 する構造等とし、当該戸の前 後の高低差の設定不可	—
階段 (屋内)	【令第12条】 ○踊場を除き、手すり設置 ○踏面端部とその周囲の部分 との色の明度等の差による 段の容易な識別 ○つまずきの原因となるもの を設けない構造 ○段がある部分の上端に近接 する踊場部分に点状ブロッ ク等を敷設 ○主たる階段は、回り階段以外	【令第18条第2項第一号】 ○階段、段は設置不可 (傾斜路、エレベーター等を併 設する場合を除く。)	—
傾斜路 (屋内の階 段に代わり 又はこれに 併設するも の)	【令第13条】 ○勾配が12分の1を超え、又は 高さが16cmを超える傾斜部 分に手すり設置 ○傾斜部分の上端に近接する 踊場部分に、点状ブロック等 を敷設	【令第18条第2項第四号】 ○幅は120cm以上 (階段に併設の場合90cm以上) ○勾配は12分の1以下 (高さ16cm以下の場合8分 の1以下)	—
エレベーター等	【令第19条】 ○エレベーター等が設置され ていることを示す標識を設 置	【令第18条第2項第五号】 ○かご (人を乗せ昇降する部 分)の出入口の幅は80cm以上 ○かごの奥行きは135cm以上 ○かごの幅は140cm以上(不特 定多数の者が利用する床面 積2000㎡以上の建物の場合) ○かご内に音声案内装置を設 置(不特定多数の者等が利用 するものの場合)	—
便所	【令第14条】 ○便所内に車いす使用者用便 房を一以上設置(男女区分が ある場合はそれぞれ一以上) ○便所内にオストメイト用設 備を設けた便房を一以上設 置(同上) ○男子便所に置床式小便器等 を一以上設置 【令第19条】 ○車いす使用者用便房、オスト メイト用設備を備えた便房 が設置されていることを示 す標識を設置	—	—

建築物 特定施設	一般基準	移動等円滑化経路上である場 合の基準 (注3)	視覚障害者移動等円滑化経路 上である場合の基準 (注4)
敷地内通路 (屋外)	<p>【令第16条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○段がある部分 <ul style="list-style-type: none"> ・手すりを設置 ・踏面端部とその周囲の部分との色の明度等の差による段の容易な識別 ・つまずきの原因となるものを設けない構造 ○傾斜路 <ul style="list-style-type: none"> ・勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜部分に手すり設置 ・傾斜路前後の通路との色の明度等の差による傾斜路の容易な識別 	<p>【令第18条第2項第一号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○階段、段は設置不可 (傾斜路、エレベーター等を併設する場合を除く。) <p>【令第18条第2項第七号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幅は120cm以上 ○傾斜路 <ul style="list-style-type: none"> ・幅は120cm以上(段に併設の場合90cm以上) ・勾配は12分の1以下(高さ16cm以下の場合8分の1以下) 	<p>【令第21条第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道等から案内所又は点字等による案内板に至る経路に視覚障害者誘導用ブロックを敷設 ○同経路上の車路に接する部分に点状ブロック等を敷設 ○同経路上の段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設
駐車場	<p>【令第17条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者用駐車施設を一以上設置 ○同駐車施設の幅は350cm以上 ○同駐車施設は利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置 <p>【令第19条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者用駐車施設が設置されていることを示す標識を設置 	—	—

- (注) 1 本表は、バリアフリー法、同法施行令等から当局が作成した。
- 2 建築物特定施設には、本表の施設以外に「ホテル又は旅館の客室」等があるが、便宜上、除外した。
- 3 「移動等円滑化経路」とは、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路で、①建築物に不特定かつ多数の者が利用し又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(利用居室)を設ける場合には道等から当該利用居室までの経路、②建築物又はその敷地に車いす使用者が円滑に利用することができる便房(車いす使用者用便房)を設ける場合には利用居室から当該車いす使用者用便房までの経路、③建築物又はその敷地に車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(車いす使用者用駐車施設)を設ける場合には当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路について、それぞれ一以上を確保しなければならないとされている(令第18条第1項)。
- 4 「視覚障害者移動等円滑化経路」とは、視覚障害者が円滑に利用できる経路で、道等から令第20条第2項に規定する案内設備(建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者に示すための設備)又は案内所までの経路のうち一以上を視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならないとされている(令第21条第1項)。

表1-(4)

視覚障害者移動等円滑化経路の全部又は一部に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
2	管区	中国財務局A庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
17	管区	広島高等検察庁A庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
27	管区	中国総合通信局A庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
46	管区	広島国税局C庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
51	管区	広島国税局D庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
61	管区	広島労働局B庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
81	管区	中四国農政局A庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
88	管区	広島森林管理署A庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
94	管区	中国地方整備局A庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
95	管区	中国地方整備局B庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
103	管区	中国地方整備局C庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
112	管区	中国地方整備局D庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
116	管区	中国運輸局H庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
125	島根	中国財務局B庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
153	島根	島根労働局F庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
155	島根	島根労働局G庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
170	島根	中国地方整備局E庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21

183	島根	中国運輸局I庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21
191	島根	浜田海上保安部(八管)B庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない	令21

表1-(5) 視覚障害者移動等円滑化経路上又は同経路に近接して障害物があるもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
3	管区	中国財務局A庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路上又は経路に近接して障害物がある	令21
68	管区	広島労働局C庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路上に障害物がある(視覚障害者移動等円滑化経路上がマットに覆われ遮断されている)	令21
75	管区	広島労働局D庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路上に障害物がある(視覚障害者移動等円滑化経路上がマットに覆われ遮断されている)	令21
120	管区	第六管区海上保安本部A庁舎	敷地内通路	視覚障害者移動等円滑化経路に近接して障害物がある	令21

表1-(6) 視覚障害者誘導用ブロックが破損しているもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
118	管区	第六管区海上保安本部A庁舎	敷地内通路	視覚障害者誘導用ブロック等が破損している	令21

表1-(7) 視覚障害者誘導用ブロックに周囲の床面との明度差等がないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
39	管区	広島国税局B庁舎	敷地内通路	視覚障害者誘導用ブロックに明度差等がない	令21

表1-(8) 移動等円滑化経路上の段、階段に傾斜路又はエレベーターが併設されていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
12	管区	神戸税関福山税関支署C庁舎	敷地内通路	移動等円滑化経路上の階段に傾斜路又はエレベーターが併設されていない	令18
63	管区	広島労働局B庁舎	敷地内通路	移動等円滑化経路上の階段に傾斜路又はエレベーターが併設されていない	令18
83	管区	中四国農政局A庁舎	敷地内通路	移動等円滑化経路上の階段に傾斜路又はエレベーターが併設されていない	令18
89	管区	広島森林管理署A庁舎	敷地内通路	移動等円滑化経路上の段・階段に傾斜路又はエレベーターが併設されていない	令18
105	管区	中国地方整備局C庁舎	敷地内通路	移動等円滑化経路上の段・階段に傾斜路又はエレベーターが併設されていない	令18
113	管区	中国地方整備局D庁舎	敷地内通路	移動等円滑化経路上の階段に傾斜路又はエレベーターが併設されていない	令18
165	島根	島根森林管理署B庁舎	敷地内通路	移動等円滑化経路上の段・階段に傾斜路又はエレベーターが併設されていない	令18

表1-(9) 移動等円滑化経路上の出入口の通路の幅が確保されていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
70	管区	広島労働局C庁舎	出入口	移動等円滑化経路上の出入口の幅が確保されていない	令18
84	管区	中四国農政局A庁舎	出入口	移動等円滑化経路上の出入口の幅が確保されていない	令18
106	管区	中国地方整備局C庁舎	出入口	移動等円滑化経路上の出入口の幅が確保されていない	令18

表1-(10) 移動等円滑化経路上の廊下の幅が確保されていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
148	島根	島根労働局E庁舎	廊下等	移動等円滑化経路上の廊下の幅が確保されていない	令18

表1-(11) 移動等円滑化経路上の敷地内通路の幅が確保されていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
1	管区	中国財務局A庁舎	敷地内通路	移動等円滑化経路上の敷地内通路の幅が確保されていない	令18
28	管区	中国総合通信局A庁舎	敷地内通路	移動等円滑化経路上の敷地内通路の幅が確保されていない	令18
34	管区	広島国税局A庁舎	敷地内通路	移動等円滑化経路上の敷地内通路の幅が確保されていない	令18
98	管区	中国地方整備局B庁舎	敷地内通路	移動等円滑化経路上の敷地内通路の幅が確保されておらず開き戸である	令18

表1-(12) 移動等円滑化経路上の傾斜路が急勾配であるもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
5	管区	中国財務局A庁舎	敷地内通路	移動等円滑化経路上の傾斜路が急勾配で手すりが設置されていない	令18、令16
62	管区	広島労働局B庁舎	敷地内通路	移動等円滑化経路上の傾斜路が急勾配で手すりが設置されていない	令18、令16
157	島根	島根労働局G庁舎	敷地内通路	移動等円滑化経路上の傾斜路が急勾配	令18

表1-(13) 移動等円滑化経路上のエレベーターのかごが狭いもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
40	管区	広島国税局B庁舎	エレベーター	移動等円滑化経路上のエレベーターのかごが狭い	令18
121	管区	第六管区海上保安本部A庁舎	エレベーター	移動等円滑化経路上のエレベーターのかごが狭い	令18

表1-(14) 移動等円滑化経路上のエレベーターに音声装置が設置されていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
100	管区	中国地方整備局B庁舎	エレベーター	移動等円滑化経路上のエレベーターに音声装置が設置されていない	令18

表1-(15) 移動等円滑化経路上の車路に接続する箇所に段差があるもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
52	管区	広島国税局D庁舎	敷地内通路	移動等円滑化経路上の車路に接続する箇所に段差がある	令18

表1-(16) 車いす使用者用駐車施設から庁舎への安全な経路が確保されていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
7	管区	中国財務局A庁舎	敷地内通路	車いす使用者用駐車施設から庁舎への安全な経路が確保されていない	令18

表1-(17) 階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
30	管区	中国総合通信局A庁舎	廊下等	階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていない	令11
64	管区	広島労働局B庁舎	廊下等	階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていない	令11
76	管区	広島労働局D庁舎	廊下等	階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていない	令11
85	管区	中四国農政局A庁舎	廊下等	階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていない	令11
90	管区	広島森林管理署A庁舎	廊下等	階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていない	令11
99	管区	中国地方整備局B庁舎	廊下等	階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていない	令11
107	管区	中国地方整備局C庁舎	廊下等	階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていない	令11
143	島根	広島国税局G庁舎	廊下等	階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていない	令11
161	島根	中四国農政局B庁舎	廊下等	階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていない	令11
166	島根	島根森林管理署B庁舎	廊下等	階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていない	令11
171	島根	中国地方整備局E庁舎	廊下等	階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていない	令11
179	島根	中国地方整備局G庁舎	廊下等	階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていない	令11
184	島根	中国運輸局I庁舎	廊下等	階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていない	令11
187	島根	松江地方気象台A庁舎	廊下等	階段上端部の廊下に点状ブロック等が敷設されていない	令11

表1－(18) 階段に手すりが設置されていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
13	管区	神戸税関福山税関支署 C庁舎	階段	階段に手すりが設置されていない	令12
126	島根	中国財務局B庁舎	階段	階段に手すりが設置されていない	令12

表1－(19) 階段の踏面端部に明度差等がないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
8	管区	中国財務局A庁舎	階段	階段の踏面端部に明度差等がない	令12
91	管区	広島森林管理署A庁舎	階段	階段の踏面端部に明度差等がなく回り階段となっている	令12

表1－(20) 便所内に車いす使用者用便房及びオストメイト用設備が設けられていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
86	管区	中四国農政局A庁舎	便所	便所内に車いす使用者用便房・オストメイト対応設備が設けられていない	令14
92	管区	広島森林管理署A庁舎	便所	便所内に車いす使用者用便房・オストメイト対応設備が設けられていない	令14
114	管区	中国地方整備局D庁舎	便所	便所内に車いす使用者用便房・オストメイト対応設備が設けられていない	令14
162	島根	中四国農政局B庁舎	便所	便所内に車いす使用者用便房・オストメイト対応設備が設けられていない	令14
167	島根	島根森林管理署B庁舎	便所	便所内に車いす使用者用便房・オストメイト対応設備が設けられていない	令14
180	島根	中国地方整備局G庁舎	便所	便所内に車いす使用者用便房・オストメイト対応設備が設けられていない	令14
188	島根	松江地方気象台A庁舎	便所	便所内に車いす使用者用便房・オストメイト対応設備が設けられていない	令14

表1-(21)

便所内にオストメイト用設備が設けられていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
9	管区	中国財務局A庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
14	管区	神戸税関福山税関支署C庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
21	管区	広島法務局A庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
31	管区	中国総合通信局A庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
36	管区	広島国税局A庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
41	管区	広島国税局B庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
48	管区	広島国税局C庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
53	管区	広島国税局D庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
59	管区	広島労働局A庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
65	管区	広島労働局B庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
71	管区	広島労働局C庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
77	管区	広島労働局D庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
101	管区	中国地方整備局B庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
108	管区	中国地方整備局C庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
129	島根	松江地方検察庁C庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
132	島根	松江地方検察庁D庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
135	島根	松江地方検察庁E庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
138	島根	松江地方法務局B庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
140	島根	広島国税局F庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
144	島根	広島国税局G庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
149	島根	島根労働局E庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
154	島根	島根労働局F庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
159	島根	島根労働局G庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14

176	島根	中国地方整備局F庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14
185	島根	中国運輸局I庁舎	便所	便所内にオストメイト対応の設備が設けられていない	令14

表1-(22) 車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
15	管区	神戸税関福山税関支署 C庁舎	便所	車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていない	令14
19	管区	広島高等検察庁A庁舎	便所	車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていない	令14
22	管区	広島法務局A庁舎	便所	車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていない	令14
32	管区	中国総合通信局A庁舎	便所	車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていない	令14
37	管区	広島国税局A庁舎	便所	車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていない	令14
42	管区	広島国税局B庁舎	便所	車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていない	令14
49	管区	広島国税局C庁舎	便所	車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていない	令14
54	管区	広島国税局D庁舎	便所	車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていない	令14
60	管区	広島労働局A庁舎	便所	車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていない	令14
72	管区	広島労働局C庁舎	便所	車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていない	令14
109	管区	中国地方整備局C庁舎	便所	車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていない	令14
123	管区	第六管区海上保安本 部A庁舎	便所	車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていない	令14
131	島根	松江地方検察庁D庁舎	便所	車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていない	令14
158	島根	島根労働局G庁舎	便所	車いす使用者用便房に十分な空間が設けられていない	令14

表1-(23) 男子用便所内に置床式の小便器等が設けられていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
110	管区	中国地方整備局C庁舎	便所	男子用便所内に置床式の小便器等が設けられていない	令14

表1-(24) 車いす使用者用便房が設けられた便所にその旨の表示がないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
33	管区	中国総合通信局A庁舎	便所	車いす使用者用便房にその旨の表示がない	令14、令19

表1-(25) オストメイト用設備が設けられた便所にその旨の表示がないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
56	管区	広島国税局E庁舎	便所	オストメイト対応の便所にその旨の表示がない	令14、令19
122	管区	第六管区海上保安本部 A庁舎	便所	オストメイト対応の便所にその旨の表示がない	令14、令19
127	島根	中国財務局B庁舎	便所	オストメイト対応の便所にその旨の表示がない	令14、令19
147	島根	広島国税局H庁舎	便所	オストメイト対応の便所にその旨の表示がない	令14、令19
172	島根	中国地方整備局E庁舎	便所	オストメイト対応の便所にその旨の表示がない	令14、令19
192	島根	浜田海上保安部(八管) B庁舎	便所	オストメイト対応の便所にその旨の表示がない	令14、令19

表1-(26) 段に手すり未設置で段の踏面端部に明度差等がないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
4	管区	中国財務局A庁舎	敷地内通路	段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がない	令16
11	管区	神戸税関福山税関支署 C庁舎	敷地内通路	段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がない	令16
24	管区	広島地方検察庁B庁舎	敷地内通路	段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がない	令16
29	管区	中国総合通信 局A庁舎	敷地内通路	段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がない	令16
35	管区	広島国税局A庁舎	敷地内通路	段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がない	令16
82	管区	中四国農政局A庁舎	敷地内通路	段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がない	令16
96	管区	中国地方整備局B庁舎	敷地内通路	段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がない	令16
104	管区	中国地方整備局C庁舎	敷地内通路	段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がない	令16
134	島根	松江地方検察庁E庁舎	敷地内通路	段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がない	令16

137	島根	松江地方法務局B庁舎	敷地内通路	段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がない	令16
156	島根	島根労働局G庁舎	敷地内通路	段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がない	令16
178	島根	中国地方整備局G庁舎	敷地内通路	段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がない	令16
182	島根	中国運輸局 I庁舎	敷地内通路	段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がない	令16
186	島根	松江地方気象台A庁舎	敷地内通路	段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がない	令16

表1-(27) 段に手すりが設置されていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
146	島根	広島国税局H庁舎	敷地内通路	段に手すりが設置されていない	令16
164	島根	島根森林管理署B庁舎	敷地内通路	段に手すりが設置されていない	令16
175	島根	中国地方整備局F庁舎	敷地内通路	段に手すりが設置されていない	令16
190	島根	田海上保安部(八管)B 庁舎	敷地内通路	段に手すりが設置されていない	令16

表1-(28) 段の踏面端部に明度差等がないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
18	管区	広島高等検察庁A庁舎	敷地内通路	段の踏面端部に明度差等がない	令16
47	管区	広島国税局C庁舎	敷地内通路	段の踏面端部に明度差等がない	令16
69	管区	広島労働局C庁舎	敷地内通路	段の踏面端部に明度差等がない	令16
128	島根	松江地方検察庁C庁舎	敷地内通路	段の踏面端部に明度差等がない	令16
152	島根	島根労働局F庁舎	敷地内通路	段の踏面端部に明度差等がない	令16

表1－(29) 敷地内通路に段差があるもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
6	管区	中国財務局A庁舎	敷地内通路	敷地内通路に段差がある	令16
119	管区	第六管区海上保安本部A庁舎	敷地内通路	段の踏面端部に明度差等がなく敷地内通路に段差がある	令16

表1－(30) 敷地内通路の傾斜路に手すりが設置されていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
97	管区	中国地方整備局B庁舎	敷地内通路	傾斜路に手すりが設置されていない	令16

表1－(31) 車いす使用者用駐車施設が設置されていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
87	管区	中四国農政局A庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設が設置されていない	令17
93	管区	広島森林管理署A庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設が設置されていない	令17
111	管区	中国地方整備局C庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設が設置されていない	令17
163	島根	中四国農政局B庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設が設置されていない	令17
168	島根	島根森林管理署B庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設が設置されていない	令17
189	島根	松江地方气象台A庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設が設置されていない	令17

表1－(32) 車いす使用者用駐車施設の幅が確保されていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
78	管区	広島労働局D庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の幅が確保されていない	令17
150	島根	島根労働局E庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の幅が確保されていない	令17

表1－(33) 車いす使用者用駐車施設の幅が確保されておらず利用居室から遠い位置に設置されているもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
44	管区	広島国税局B庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の幅が確保されておらず利用居室から遠い位置に設置されている	令17

表1－(34) 車いす使用者用駐車施設が利用居室から遠い位置に設置されているもの

	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
73	管区	広島労働局C庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設が利用居室から遠い位置に設置されている	令17

表1－(35) 車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていないもの

NO	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
10	管区	中国財務局A庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
16	管区	神戸税関福山税関支署C庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
20	管区	広島高等検察庁A庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
23	管区	広島法務局A庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
25	管区	広島地方検察庁B庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
38	管区	広島国税局A庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
43	管区	広島国税局B庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
50	管区	広島国税局C庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
57	管区	広島国税局E庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
66	管区	広島労働局B庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19

79	管区	広島労働局D庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
102	管区	中国地方整備局B庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
115	管区	中国地方整備局D庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
124	管区	六管区海上保安本部A庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
130	島根	松江地方検察庁C庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
136	島根	松江地方検察庁E庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
139	島根	松江地方法務局B庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
141	島根	広島国税局F庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
151	島根	島根労働局E庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
173	島根	中国地方整備局E庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
177	島根	中国地方整備局F庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
181	島根	中国地方整備局G庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
193	島根	浜田海上保安部(八管)B庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19
194	島根	松江地方検察庁D庁舎	駐車場	車いす使用者用駐車施設の位置等を示す標識が設置されていない	令17、令19

表2－(1)

健康増進法

○ 健康増進法（平成14年法律第103号）（抜粋）

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

表2－(2)

受動喫煙防止対策に係る規定

○「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通達）（抜粋）

4 受動喫煙防止措置の具体的方法

(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。

また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。

(2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。

全面禁煙が極めて困難である場合においても、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成14年6月）等を参考に、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある。喫煙可能区域を設定した場合には、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図り、理解と協力を求めるとともに、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。例えば、当該区域が喫煙可能区域であり、たばこの煙への曝露があり得ることを注意喚起するポスター等を掲示する等の措置が考えられる。

表2－(3)

施設出入口付近にある喫煙場所の取り扱いに係る規定

○「受動喫煙防止対策について」（平成22年7月30日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡）（抜粋）

法第25条の「受動喫煙」には、施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならないところである。

なお、施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に曝露されることも指摘されているところであり、この点についても、御配慮頂きたい。

表2-(4) 庁舎出入口付近に灰皿を置いただけの喫煙コーナーが設けられているもの

No.	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
45	管区	広島国税局B庁舎	受動喫煙	庁舎入口付近に喫煙コーナーが設けられている	健増25(注)
55	管区	広島国税局D庁舎	受動喫煙	庁舎入口付近に喫煙コーナーが設けられている	健増25
58	管区	広島国税局E庁舎	受動喫煙	庁舎入口付近に喫煙コーナーが設けられている	健増25
67	管区	広島労働局B庁舎	受動喫煙	庁舎入口付近に喫煙コーナーが設けられている	健増25
74	管区	広島労働局C庁舎	受動喫煙	庁舎入口付近に喫煙コーナーが設けられている	健増25
80	管区	広島労働局D庁舎	受動喫煙	庁舎入口付近に喫煙コーナーが設けられている	健増25
117	管区	中国運輸局H庁舎	受動喫煙	庁舎入口付近に喫煙コーナーが設けられている	健増25
133	島根	松江地方検察庁D庁舎	受動喫煙	庁舎入口付近に喫煙コーナーが設けられている	健増25
145	島根	広島国税局G庁舎	受動喫煙	庁舎入口付近に喫煙コーナーが設けられている	健増25
160	島根	島根労働局G庁舎	受動喫煙	庁舎入口付近に喫煙コーナーが設けられている	健増25
169	島根	島根森林管理署B庁舎	受動喫煙	庁舎入口付近に喫煙コーナーが設けられている	健増25

(注)「健増25」とは、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条である。

表2-(5) 喫煙室にその旨の表示がないもの

No.	区分	調査対象	調査対象施設	件名	根拠規定
26	管区	広島地方検察庁B庁舎	受動喫煙	喫煙室にその旨の表示がない	健増25(注)
142	島根	広島国税局F庁舎	受動喫煙	喫煙室にその旨の表示がない	健増25
174	島根	中国地方整備局E庁舎	受動喫煙	喫煙室にその旨の表示がない	健増25

(注)「健増25」とは、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条である。